

長野県立総合リハビリテーションセンター（指定特定相談支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 長野県が設置する長野県立総合リハビリテーションセンター（以下「事業所」という。）が行う指定計画相談支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業所は、利用者が有する能力及び適正に応じ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、福祉、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立を旨とし行うものとする。
- 3 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の相談支援事業所、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を密にし、利用者を中心とした支援の輪を広げ、適切な福祉サービス等が提供されるよう努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に関する省令」（平成24年厚生労働省令第28号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 長野県立総合リハビリテーションセンター
- （2）所在地 長野県長野市大字下駒沢 618-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関し、職員に対して遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- （2）相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- （ア）アセスメントを実施すること。

- (イ) サービス等利用計画書を作成すること。
- (ウ) サービス等利用計画書を利用者に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) その他必要な相談及び援助

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定計画相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 精神障がい者（主として高次脳機能障がい者）

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明
利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
 - (ア) 適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。
 - (イ) 利用者の居宅、入院している病院、又は入所している障害者支援施設等を訪問し、或いは障害者支援施設等見学の機会を利用し、直接、利用者及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- (3) サービス等利用計画案の作成
 - (ア) アセスメントに基づき、ニーズに添った障害福祉サービス及び施設利用支援（以下「障害福祉サービス等」という。）が提供されるよう、最も適切な障害福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス等の目標及びその達成時期、障害福祉サービス等の種類、内容、量及びモニタリング期間並びに障害福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。
 - (イ) サービス等利用計画案に位置付けた障害福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、当該計画案を利用者に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行った場合は、サービス等利用計画案に位置付けた障害福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、変更後のサービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者及びその家族、障害福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに利用者の居宅、障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、障害福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者から法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第9条 事業所は、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、県下全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 11 条 指定計画相談支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生ずる等の緊急時或いは事故発生時、又はその他必要な場合は、速やかに事業所の病院や専門の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（苦情解決）

第 12 条 提供した指定計画相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族を含む主たる相談者（以下「利用者等」という。）の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においても同様とする。

3 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する委員会の設置及び責任者の選定

（２）苦情解決体制の整備及び窓口担当の設置

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県知事と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。